

## 第4回近畿圏大深度地下使用協議会の審議概要について

1. 1月13日(木)13時30分より、メルパルク大阪において、第4回近畿圏大深度地下使用協議会が開催された。

2. 協議会においては、「大深度地下の公共的使用におけるバリアフリー化の推進・アメニティーの向上に関する指針(案)」について審議が行われ、また、大深度地下情報システムについて報告された。その主な内容は、以下の通り。

指針(案)については、本協議会での意見を踏まえるとともに、現在、国土交通省において検討中のユニバーサルデザイン政策大綱(仮称)と整合も図りつつ、必要に応じて文言調整し、国土交通省都市・地域整備局から関係部局に通知する予定。

大深度地下情報システムについては、平成17年度から東京都23区の情報の供用を開始する。近畿圏の情報システムについては、平成17年度より情報収集を開始、平成18年度からデータ入力を開始し、順次供用していく予定。

その他、大深度地下使用法の適用を予定している大容量送水管整備事業については、神戸市からその現状について報告があった。

3. 協議会における主な質疑応答

(1) 大深度地下情報システム

情報システムのデータ更新について

まずは三大都市圏のデータを一通り入力し、システムの供用を開始することが先決、その後にデータの更新を行っていきたい。ただし、深い地下施設は通常は撤去されることが少ないと考えられるため、実質的には新たな地下施設情報を追加することとなる。

情報システムの利用場所について

当面の間は、国土交通省の本省及び三大都市圏の地方整備局での利用を考えているが、システムの利用状況によっては、地方公共団体において利用することも検討したい。

データのひとつである民間の建築物の基礎の情報源について

超高層建築物を対象に建築確認の際の情報を活用。

(2) 神戸市大容量送水管整備事業と他の地下利用施設との事業調整

現在のところ、当該事業と他の地下利用施設との間で、特段の事業調整の必要性は生じていない。今後、事業調整の必要性が生じた場合は、この協議会を活用する等により、事前の連携を図る。